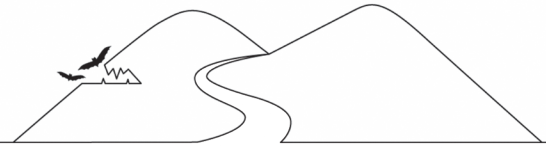
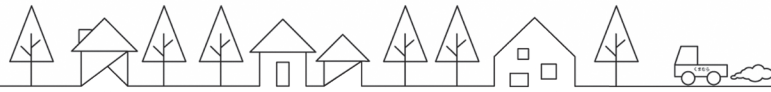




広報くまむら 第29号

災害臨時お知らせ版

令和2年11月10日発行
 【編集と発行】
 球磨村役場 ふるさと創生課
 企画調整係 ☎0966-32-1114



コミュニティバス運行一部再開しました

休止していたコミュニティバスの次の運行を11月から一部再開しました。
人吉神瀬線（国道219号線通行 1乗車村内運賃100円）、**黒白線**（運賃は当分の間無料）
 時刻表は発災前と変更ありません。
 なお、その他の路線については運行の準備ができ次第お知らせします。
 問い合わせ 総務課 ☎0966(32)1111

新型コロナウイルス関連経済支援

新型コロナウイルス感染症の影響があった村民の皆さま、企業、事業所への経済支援として以下の事業を行っています。詳しい内容は村公式ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。企業、事業所など支援の項目は球磨村商工会 ☎0966(32)1000でも相談できます。

各事業の共通事項

- 申請期限 12月28日(月)
- 事業所対象の申請は1事業所1回のみ
- すべて課税対象になります

球磨村公式
ウェブサイト
トQRコード



	事業名	事業の概要	対象者
事業所等対象	雇用調整助成金	補助内容：雇用人1人あたり2万円以内を助成 売上減少率：20%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上継続中の事業者 令和2年2月から6月までの1カ月売上高と前年同月を比較 ・3カ月以上1年未満の事業者 令和2年2月から6月までの1カ月の売上高と3カ月間平均売上を比較（当該1カ月を含む）
	継続支援金（事業所対策）	補助内容：雇用人数が5人以下の事業所 10万円以内を給付 雇用人数が6人以上10人以下の事業所 20万円以内を給付 雇用人数が11人以上の事業所 30万円以内を給付 売上減少率：20%以上	
	持続化給付金	補助内容：1事業所あたり20万円以内を給付 売上減少率：50%以上	
村民対象	収益減少支援金（個人対策）	補助内容：1人1カ月あたり2万円以内を給付 対象月：令和2年2月から6月	1カ月の給与所得が、前年同月比で20%以上の減少があった人

問い合わせ ふるさと創生課 ☎0966(32)1114

被災住宅の応急修理申請期限が延長されました

【被災住宅の修理概要】

対象者 ((1) ~ (3) のいずれにも該当)

(1) 「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯
又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯

(2) そのままでは住むことができない(日常生活に不可欠な部分に被害がある)状態にあること

(3) 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

基準額 (1世帯あたりの限度額)

(1) 大規模半壊か半壊の世帯
595,000円以内(消費税込み)

(2) 準半壊の世帯

300,000円以内(消費税込み)

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

必要書類

- ・住宅の応急修理申込書
- ・住宅の被害状況に関する申出書
- ・り災証明書
- ・施工前の被害状況が分かる写真
- ・資力に関する申出書※半壊、準半壊の場合

申請締切 12月28日(月)

問い合わせ 建設課 ☎ (32)1111

仮設住宅に入居中の皆様へ

自家用車は指定されている駐車場に駐車するようにお願いいたします。

仮設団地内で指定場所以外での駐車が多々あり、苦情が多く寄せられております。

住宅間の通路や自宅の近くへの駐車、車が多く通りそうなどころでの駐車は控えてください。

皆さまのご理解とご協力よろしくお願いいたします。

問い合わせ 総務課 ☎ 0966(32)1111

インターネット復旧

7月の豪雨災害で被災したインターネット設備が11月中旬に復旧の見通しです。下記に該当される人は、加入申し込みが必要です。

●家屋が被災し、ONU(四角い黒い物)が水没した方(再度工事が必要) ●球磨村内の仮設住宅に移られた人でインターネットサービスを受けたい人 ●一時休止だった人 ●新たにインターネットサービスを受けたい人

※解約される人は、脱退届の提出が必要です。加入申込書及び脱退届には、印鑑(認印)が必要です。

問い合わせ 総務課 ☎ 0966(32)1111

民間賃貸住宅借り上げ制度(賃貸型応急住宅)申請期限延長

対象者

令和2年7月4日時点で村内に住所を有し

(1)～(3)のすべての要件を満たす人

(1) 次の要件のいずれかを満たす人

・災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない人

・二次災害などにより住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、地滑りなどにより避難指示などを受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと村長が認める人

※事前にご確認ください。

・大規模半壊か半壊であっても、水害により流入した土砂や流木などにより住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない人

(2) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない人

(3) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない人

借り上げ住宅の条件

(原則県内の物件で、いずれにも該当)

(1) 借主から同意を得ているもの

(2) 新耐震基準で建設(昭和56年6月1日以降に着工)されたものか、耐震診断、耐震改修などにより住宅耐震性が確認されたもの

(3) 不動産業者(仲介者)が斡旋した住宅であること。借主・管理会社が不動産事業者などの場合は個別にご相談ください。

(4) 家賃が1カ月あたり次の金額以下

・2人以下の世帯 5.5万円

・3人から4人以下の世帯 6万円

・5人以上の世帯 9万円

入居者の負担

・光熱水費、駐車場費、自治会費など

入居期間 2年間

申請締切 12月15日(火)

問い合わせ 総務課 ☎ 0966(32)1111

無料法律相談会

令和2年度7月豪雨災害に伴い生じたローンや土地問題等の相談窓口として、無料法律相談会を実施します。

期間 11月から令和3年3月まで

時間 毎週木曜日 13時～16時

場所 さくらドーム横コンテナハウス

対応者 熊本県弁護士会

備考 予約不要ですが、

予約があれば優先します

問い合わせ

住民福祉課 ☎ 0966(32)1112

ホッとカフェ “だんだん”

地域の人との交流の場としてカフェを開いています。被災によって生じた生活の変化や不安等を同じ立場の方と共有したり、認知症・介護等について専門職に相談できます。

時間と場所 毎週金曜日 13時～16時

11月20日(金)

▶村グラウンド仮設団地みんなの家集会場

11月13日(金)、27日(金)

▶球磨村大王原仮設団地みんなの家

問い合わせ

村地域包括支援センター ☎ 0966(32)1112

災害関係支援に係る日程など

災害支援	受付時間・場所	備考	問い合わせ
り災証明・被災証明申請・交付	平日 8時30分～17時	り災証明・被災証明書の発行	税務課 ☎ 0966(32)1113
災害ごみ	9時～12時 13時～16時	場所 神瀬福祉センターたかおと横防災広場	生活環境課 ☎ 0966(32)1140
解体ごみ	9時～12時 13時～16時 (日曜除く)	場所 金橋商会砕石工場跡地 ※搬入するためには許可証が必要です。生活環境課で発行します。	生活環境課 ☎ 0966(32)1140
生活再建窓口	平日 8時30分～17時	被災者生活再建支援制度に関する相談	住民福祉課 ☎ 0966(32)1112
応急修理申請	平日 8時30分～17時	<u>12月28日(月)</u> までに申請してください。	建設課 ☎ 0966(32)1116
賃貸型応急住宅申請	平日 8時30分～17時	<u>12月15日(火)</u> までに申請してください。	総務課 ☎ 0966(32)1111
公費解体	9時～16時 (土日祝日含む)	申請締切 12月25日(金)	生活環境課 ☎ 0966(32)1140
自費解体			
宅地内堆積土砂撤去	平日 8時30分～17時	撤去する範囲は宅地内で対象物は堆積土砂です	建設課 ☎ 0966(32)1116
宅地内災害ごみ撤去	平日 8時30分～17時	撤去する範囲は宅地内で対象物は災害ごみ、ガレキです	生活環境課 ☎ 0966(32)1140
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	平日 8時30分～17時	申請締切 11月20日(金) ※被災した農機具・農業用施設の再建支援です。	産業振興課 ☎ 0966(32)1115
球磨村通行許可証発行窓口	8時30分～17時 (土日祝日含む) 清流館、さくらドーム	球磨村内の通行許可証の発行	建設課 ☎ 0966(32)1116